

平成 23 年 10 月 20 日

株式会社 十八銀行

不祥事件の発生について

この度、弊行において下記の不祥事件が発生いたしました。

社会的、公共的に大きな役割を担い信用と倫理観を旨とするべき金融機関として、かかる事態を招いたことにつきまして役職員一同深く反省するとともに、被害に遭われたお客さまをはじめ、日頃から弊行を信頼し、お取引をいただいているお客さま、ならびに株主の皆さまに多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことを、心よりお詫び申し上げます。

記

1. 事件の概要

当事者	発覚時久留米支店所属の元パート職員（女性、40歳代）
事故内容	久留米支店のお客さま 11 名（当事者の親族 5 名および親族の知人 6 名）の総合口座式定期預金を A T M で作成、その後、再度 A T M を利用しお客さまに無断で解約、または、総合口座の貸越機能を利用し普通預金口座から現金を引き出すなどして着服
発生期間	平成 15 年 8 月から平成 23 年 9 月まで
事故金額	着服額：1 億 3,421 万円 未返金額：9,594 万円 （11 名のお客さまのうち 3 名へは当事者が返済していたため、発覚時の被害者は 8 名です）
使途	消費者金融等からの借入金返済や生活費の補てんなど
発覚の端緒	お客さまからのお問い合わせをきっかけとする内部調査

2. 被害に遭われたお客さまへの対応

事件の概要をご説明のうえ謝罪、弊行の責任で正当な定期預金通帳を作成のうえご返却いたします。

3. 関係機関への届出等

監督官庁へは法令に基づく届け出を行っております。また、捜査当局へは本日付けで被害届を提出、今後、正式に刑事告訴を行う予定です。

4. 関係者の処分

当事者については、平成 23 年 10 月 7 日に解雇しております。

今後、内部調査の結果を踏まえ、管理監督者についても処分を決定してまいります。

5. 今後の対応

今回の事件を厳粛に受けとめ、再発防止に向け、内部管理体制の一層の強化や、コンプライアンス意識の更なる向上を図るなど、全行を挙げて信頼回復に取り組んでまいります。

以上

本件に関するお問い合わせ先 総合企画部広報室 安達・三浦 Tel : 095-828-8099・8100